

ニュージーランドでの運転について

2020.12.1

1. ニュージーランドの交通法規

ニュージーランドは日本と同様左側通行となりますが、ラウンドアバウト（ロータリー）や一車線の橋など、日本にはないニュージーランド特有のルールがありますので、必ず交通法規を理解したうえで運転してください。

（日本語） <https://www.nzta.govt.nz/assets/resources/driving-in-nz/docs/driving-in-nz-japanese.pdf>

（英語） <https://www.nzta.govt.nz/roadcode>

2. 運転免許証について

1) 日本で発行された国際（国外）運転免許証での運転

日本で発行された国際（国外）運転免許証は、ニュージーランドに初めに入国してから1年間使用できます。同国際（国外）運転免許証が英文で作成されていない場合には、英訳文や英文の抜粋証明書の携行が必要です。（下記2）を参照ください。）

2) 日本の運転免許証での運転

ニュージーランドに入国した日から1年間は、日本の有効な運転免許証で運転できます。しかしその際には、当国運輸省が指定した翻訳会社の発行する英訳文、あるいは在外公館の発行する英文の運転免許証抜粋証明書を日本の運転免許証とともに携行する必要があります。

1) 2) にかかわらず、入国後1年を経過した場合には、ニュージーランドの運転免許証を取得する必要がありますので、1年を経過する前にニュージーランドの運転免許証への切替を行ってください。（下記3）を参照ください。）

<http://www.nzta.govt.nz/driver-licences/new-residents-and-visitors/driving-on-nz-roads/>

【運輸省が指定する翻訳会社等に関する情報】

<http://www.nzta.govt.nz/licence/residents-visitors/translators.html>

3) ニュージーランドへの運転免許証への切替について

次の条件を満たす場合には、学科及び技能試験が免除され、ニュージーランドの運転免許証に切り替えることができます（但し、普通乗用及び二輪のみ）。

・日本の運転免許（失効後1年未満まで可）を保持し、且つ、免許取得後2年以上が経過していること（免許取得後2年未満の方は、実技試験を受ける必要があります。）。

<https://www.nzta.govt.nz/driver-licences/new-residents-and-visitors/converting-to-nz-driver-licence/#exempt>

3. 交通事情と事故対策

1) 一般的な交通事情（車を運転する上で注意すべき点）

市街地

- ・ 歩行者青信号の周期が非常に短いため(青色が5秒程度)、赤信号でも横断する歩行者を多く見かけますが、皆さんは歩行時に信号を守るとともに、運転時は同様の歩行者に御注意ください。
- ・ ラウンドアバウト(環状交差点/ロータリー)では、右側から来る車に優先通行権がありますので注意してください。また、交差点に先に進入している車には、進路を譲らなければなりません。
- ・ 横断歩道に歩行者がいる場合には、必ず歩行者に道を譲るようにしてください。
- ・ 「GIVE WAY（道を譲れ）」の標示や標識がある道路では徐行し、先に進入しつつある他の車線から来る車に、道を譲るようにしてください。

郊外

- ・ 市街地だけでなく、郊外でもスピードの出し過ぎによる交通事故が多く発生しています。運転する際はもちろん、道を歩く際も他の交通に注意してください。
- ・ 自動車利用の長距離旅行を計画する場合は、法定速度の遵守を前提にして無理のない移動スケジュールを立ててください。
- ・ 当国の高速道路では、路面に小石や砂利があるところが多く、これらの跳ね上がりによる車両損傷等も数多く発生しておりますので注意が必要です。
- ・ 郊外では家畜、羊・牛等が集団で道路上を移動することもあり、またハリネズミやポッサム等の小動物による飛び出しもありますので注意してください。

- 郊外では、長距離（100 km以上）にわたりガソリンスタンドがない地域もありますので、こまめに給油してください。

全般

- シートベルトは全座席で着用義務があります。後部座席でも着用してください。
- 7歳未満の乳幼児は、チャイルドシートの使用が義務付けられています。
- 遮断機、警報機が設置されていない踏切があり、STOP 又は GIVEWAY の標識がない場合は、いつでも停止できる程度の速度で通過することになっていますので十分注意してください。
- レンタカーを借りる際、保険の契約内容については、契約前に十分確認してください。

2) 交通事故防止対策および事故発生時の対処

a) 事故が発生した場合

運転中、万が一事故が起きた場合には、相手方のケガの有無の確認と救護措置の実施と、可能な限り後続車両の追突防止等の二次的被害の防止対策（車を側道に寄せる等）を行ってください。物損事故の場合には、通常警察は現場に来ませんが、105へ電話（もしくは後日オンラインでのレポートも可能）をし、交通事故についてレポートしてください。また、その場で保険会社に連絡し指示を仰ぐとともに、当事者間において人定事項等の確認を行ってください。人身事故の場合には、111へ電話をし、負傷者の救護とともに、警察、保険会社への連絡を行ってください。事後の紛議に備え、事故状況を写真撮影しておくことも一案です。しかし、過度な撮影によるトラブルにも御注意ください。

b) 運転上の心構え（特に冬期）

- 特に、山間部、日陰や橋の上等では、路面凍結に注意して走行してください。
- 激しい風雨、雪や濃い霧などの悪天候となった場合、天気の回復を待って運転してください。
- 積雪による道路封鎖もありますので、こまめにラジオ、インターネット等で最新の道路情報を入力してください。

その他

a) 事故の補償

交通事故の被害者に対しては、「事故補償法」に基づき「事故補償公社」（通称ACC）より、治療・入院費、死亡の場合は遺族への補償金が支払われます。ニュージーランド国内で

は、一般的にこれ以外の損害賠償請求方法はないので、入国前に日本で海外傷害保険等に加
入しておくことをお勧めします。

b) 車検制度

ニュージーランドの車検制度(Warrant of Fitness)では、2000年以降に製造された車(新
車は3年後から)は年に1回、それ以前に製造された車は半年ごとに検査を受けなければな
りません。

※ ニュージーランドの各種法規は改正されることがあります。実際のニュージーランドの
各種国内法規に従って行動してください。